

SNS における信頼できる情報の充実のための 放送事業参入の可能性

金子 格¹ 寺田 麻佑² 湯田 恵美³

概要: SNS 上の有害情報は、SNS の利便性を大きく低下させている。特に問題となるのは、虚偽の情報や詐欺的アカウントからの低品質な情報発信である。SNS は人から人へのコミュニケーションを基本としており、その自由と独立性は現代の通信法によって高度に保護されているため、これらの情報を禁止することは難しい。また、規制や問題発生後の調査も非常に困難である。しかし、放送や出版の枠組みでは、信頼性が高く社会的に透明な情報配信が可能である。本レポートでは、ソーシャルメディア上で放送の枠組みを用いた発信の可能性を探る。多くの放送事業者はすでに SNS を利用しており、発信自体に問題はないが、法的には SNS を介した個人的な通信として扱われるため、放送と同じ条件で発信することができない。このため、放送事業者による SNS 発信の有用性が減じている。そこで、SNS を個人的なコミュニケーションと放送が相乗り可能なハイブリッドな媒体として利用する方法を提案する。これにより、放送コンテンツは透明性や社会的責任を持った SNS 発信が充実し、SNS は個人の自由なコミュニケーションと公衆への信頼性のある発信の両方の機能を持つことができる。

キーワード: 放送, 通信, ハイブリッド, ソーシャルメディア, 品質

Economic effects of creative activities under Nash equilibrium and influence of generative AI

Itaru Kaneko¹ Mayu Terada² Emi Yuda³

Abstract: Harmful information on social media significantly reduces its convenience. False information and low-quality posts from fraudulent accounts are particularly problematic. Social media is fundamentally about person-to-person communication, and its freedom and independence are highly protected by modern communication laws, making it difficult to ban such information. Regulation and post-incident investigations are also challenging. However, within the framework of broadcasting and publishing, reliable and socially transparent information distribution is possible. This report explores using the broadcasting framework for social media posts. Many broadcasters already use social media, but legally, these posts are considered personal communication, reducing their usefulness. Therefore, I propose using social media as a hybrid medium that combines personal communication and broadcasting. This would enrich social media with transparent and socially responsible broadcasting content, allowing it to function as a platform for both free personal communication and reliable public communication.

Keyword : Broadcasting, Communication, Hybrid, Social media, Quality

¹ 一橋大学 客員研究員/東北大学 GSIS, Short-term Visitor Hitotsubashi University/GSIS Tohoku Univ

² 一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部 / 理研 AIP, Faculty of Social Data Science, Hitotsubashi University, RIKEN AIP

³ 東北大学 大学院情報科学研究科, GSIS Tohoku University

1. はじめに

総務省の報告[1]に紹介されている新型コロナの情報入手についての OECD の報告では「2021年に欧州に居住する人のうち「インターネット上のニュースサイトや SNS 上で偽又は信憑性が疑わしい情報 (untrue or doubtful information or content) に接した経験がある」と回答した人は半数以上に達した. なおこのうち, オンライン上の情報の真実性を確認すると答えた人は 26%」であったと紹介されている[1]. 新型コロナの情報に関しては 70%の人が流言・デマを見聞きしたと報告されており[2], SNS 上の利用者の増大と社会的影響力の高まりに従い, SNS 上の有害情報は増加している.

偽情報とそうでない情報の混在は SNS の利便性を大きく損なっている. SNS 以外の情報でも偽情報は多いが, SNS での情報受信における偽情報誤情報は多すぎるのではないかという意見は多い. 結果として SNS は本来期待される安価で便利な情報源としての有用性を失いつつある.

そこで本報告では以下のように議論を進めていく.

- (1) SNS で偽情報誤情報が増大する要因
- (2) SNS 上の偽情報誤り情報による損失が大きくなる要因
- (3) 匿名性が大きな問題であるという仮説と理由
- (4) 匿名性による欠点を小規模放送事業者の導入によって解消できないかという提案

2. SNS で偽情報誤情報が増大する要因

SNS 上で偽情報誤情報が増大する要因については多くの仮説と検証がすでになされている.

第一の理由としてノイズが加わった偽情報, 誤情報が, 元の情報より早く拡散するという要因がある.

SNS では様々な情報がリツイートなどの再発信で拡散する. 再発信においては, 意図的な改変や引用の上でのミスなどでノイズが加わる.

元の情報 a の拡散速度を A としノイズが加わった情報 b の拡散速度を B を比較した場合, $B > A$ であれば短時間に b の受信者が a の受信者を上回る.

情報に加わるノイズに何通りかがあればその中には必ず元の情報よりも拡散速度が速いバージョンが生まれうる可能性が高い. けっきょく多くの SNS 利用者が受け取る情報はこの改変をうけた誤情報になる, という現象が起こる.

第 2 の理由は, 拡散による利益を得る機構が広く存在し利用されている点にある. SNS は広告収

入によって運営されている場合が多い. バズることにより利益が生まれるという仕組みが数多く存在する. また広告自体をバズらせることも広告を広めようとする物には有益である.

そこで, できるだけバズらせるという目的が意図的に目をひくような事実の改変を行う動機となり, 偽情報誤情報が増加する.

バズらせる目的の中には, 国家による他国の世論操作も含まれる. 国家の情報機関によるなんらかの目的をもった SNS 上の活動は幅広く観察されている[3].

他国が我が国で偽情報などを使って世論に影響を与えようとすることは一見違法な行為のようにとらえられるが, 現在そのような活動を規制する法律はない. 発信は他国で行われるから我が国の法律の適用外であるし受信は受信する人の自由だからどのような情報に接しようとする自由である. 偽情報である可能性に注意して影響を排除することは個人の判断にゆだねられている.

3. SNS 上の偽情報誤情報による損失が大きくなる要因

SNS の悪用の被害は甚大となる傾向がある.

第一はフィッシング詐欺などの被害が甚大となる傾向があるがこの理由を考えてみる.

利用者サイドから SNS 利用のリスクベネフィットを考えると以下のような特徴がある.

- (1) 無料で利用できるサービスであり利用のメリットがもともと大きいわけではない.
- (2) 情報の信頼性は十分ではないが, だいたいの場合はそれで充分である.
- (3) ごくまれにおきる問題については, おきないだろうという楽観的な期待を抱きやすい.

SNS は基本無料だから使うというサービスであり, 利用者からみるとより安全である方が望ましいが, まれにおきる被害に対し十分な危機感を持ちにくい. また安全のための費用を負担しようという意識は持ちにくい.

一方, だれかを攻撃して利益を詐取したい攻撃者はしたがって, ごく少数の無防備な利用者からある程度の金額を詐取することが合理的な戦略になる. 巧妙な手口であれば少数ではあるがそれにひっかかる利用者は一定数存在するからである.

したがって攻撃は一定の条件を満たす少数の被害者から高額な詐取を行うという傾向を持ち, 被害者は予想もしない手口で大きな損失を被ることになる.

SNS の特性はそのような攻撃を容易にする.

SNS は広範な利用者にアクセスしその個人の属性も収集することが可能である。その属性の中で一定の条件を満たす利用者を探せば効率的に上に述べたような選択的な攻撃を行える。

そうして限られた特徴を持つ利用者を攻撃対象として大きな金額の詐取を行うことで SNS 上の詐欺が経済的に成立すると考えられる。

このような攻撃の典型は、SNS によるロマンス詐欺、投資詐欺、寄付金詐欺である。

第二は公的な被害が大きくなる世論誘導である。

様々な悪意のある発信者にとって、特定の意見や評判を拡散することは、重要な目的になりえる。

たとえば企業の評判を操作すれば、株式の売買などと組み合わせると利益をあげられる。当然違法であるが SNS を利用した情報操作と株式の売買の関連性を結びつけることは難しく摘発は難しいと考えられる。

ただし、株式市場の場合投資家は相当情報の信頼性を慎重に評価するからネットやメディアで悪評がたっても偽情報誤情報であれば案外株式市場は反応せず、少なくとも SNS の偽情報誤情報に対し株式市場はある程度の耐性を有していると思われる。

また政治的な影響力の行使や先への海外の情報機関による情報の流布も、偽情報誤情報を用いて大規模に行われた場合、公衆の損失は大きいと考えられる。

4. なぜ防止できないのか？

このような問題に対する防止策は様々検討されているが成功しているとはいえない。なぜ防止策が困難なのだろうか？

第一の方法として、SNS だけを対象とするものではないが、偽情報誤情報を発見し判定する仕組みを作るべきだという提案があるが、その有効性は確認されてはいない。

報告者の見解としてはそのような方法は実現性に乏しいと考えられる。その理由は下記の通りである。

偽情報誤情報を発見し確認するにはそもそも偽情報誤情報すべてがその検証の範囲に入らなければならないがこれは明らかに膨大である。SNS の全情報交換を検証することはできない。

また内容的にも SNS で交換されているすべての分野について、正誤を判定するだけの情報を検証機関が有している必要があるが、これもきわめて実現性が難しい。たとえば特定の学会が実在するかという問題すら、その学会の活動にかかわっていなければ判断は難しい。

SNS の発信の巨大さを考えると、ごく一部の発信を除けば、その確認や検証を行うことは困難だと想像される。

さらに情報の信頼性を確認する機関は中立的である必要があるが、中立性を保つ機関がどうやって実現できるか、中立性をどう保つかがわかりにくい。

たとえば放送局やその中でも公共放送は、中立的で信頼できる情報を提供することを目的としている。いずれも情報の中立性や信頼性を確保するためのある程度の仕組みを持っている。その中立性や信頼性を保つためには一定規模の活動が必要である。

それでもすべての市民が、公共放送だけで中立的な情報提供が十分行われる、と信じているわけではない。

一般的な SNS で配信される情報について同じような検査のカバー率と信頼性を保つことは非常に困難であると予想される。

第二の方法として、発信者を特定する方法を利用して問題がある発信を抑制するという方法が整備されつつある。

しかしこの方法は、なんらかの被害に対して裁判所を通じて発信者情報を開示させて法的手段をとる、という方法であるから、被害者がいる場合には可能であるが被害がない場合には適用がむずかしい。たとえば世論操作のための偽情報の発信者特定にはこの方法は利用できないのではないだろうか。

一方、放送、新聞、雑誌では SNS ほど問題が深刻でない理由として、発信者と問題を通知する先が常に明らかである、という違いがある。

新聞に偽情報、誤情報が乗ったとだれかが気が付けばそれはすぐに発行した新聞社に通知すればよい。新聞社は内容に責任を持ち、発信者としての信頼性は新聞社が保つべき価値であるから偽情報誤情報を訂正すべき動機もある。

それでは SNS の場合なぜ同じメカニズムが働かないかといえば、そのほとんどが匿名であったり偽名による送信であったりするからである。

特に偽名による送信は申告で SNS にや偽名による発信を効果的に防ぐメカニズムが現状では存在しない。そのため偽名によるトラブルは多発している。

以上の考察から、SNS における偽情報誤情報を効果的に抑制するには、内容の確認よりも、発信者特定と内容の検証修正が敏速に能率的に行い得るメカニズムが有益ではないだろうか、という仮説が可能である。

5. 発信者特定の効果

SNS で偽情報誤情報が増える要因として発信者の特定が有益ではないか、という仮説に基づき発信者の特定がどのような効果を持つかを整理してみよう。

ここでいう発信者の特定とは、情報の発信者および情報の適切性を担保する責任者が明確である、という意味である。以下の 5 つの透明性が SNS で拡散した偽情報誤情報の抑制に有益ではなからうか。

- (1) だれが発信した情報なのか
- (2) 根拠は何か
- (3) だれが発信の適切性に責任を持っているか
- (4) 問題はだれに通知すればよいか
- (5) 誤りの訂正は利用者に通知されるのか

現状では SNS 上で発信された偽情報誤情報の発信者を確認することは難しいことがある。誤情報は先に示したようなメカニズムでノイズを増大させながら拡散するケースが多いとすると何度かの再発信を経て受信者に到達する。伝達の経緯はたどりにくいことが多いから、誤情報の誤りがどこで発生したかはわかりにくい。

偽情報はもともと発信者に発信源を隠蔽したいという動機があるからさらに発信者の特定は困難になる。

手軽に情報に手を加えて再発信できることは SNS の利点であるが、結果としてどこまでが元の情報で何が追加されたり修正されたりしたかがわかりにくい。

情報の適切性に責任を持つのがだれかもわかりにくい。一般に事業者は情報伝達の手段を提供しているだけであり内容に責任は持たないと主張する。SNS 上で中継をした再発信者は場合によっては情報の元の発信者と同様に発信内容に責任を負う場合があるが一般的にはその意識は低いし、法的に責任があってもその責任を果たさう程度の公衆への発信における法的責任能力がないことが多い(各種法令やリスクの知識がなく、不適切な情報を検出して拡散を防止する能力がない)。

情報を見た人が問題を発見した場合にだれに通知すべきかについてもわかりにくい。SNS 上の拡散では個々の情報をだれが大本で管理しているかが不明確なことが多い。個々の発信の受信者に注意喚起をしてもほとんど効果は期待できない。一方大本の発信源に通知してもももとの情報にノイズが加わっている場合などは、有効な対応はとりにくい。

そしてけっきょく問題が解決されるまでのワークフローがきわめて非効率的で、たまたま関係者すべてが偽情報誤情報の解消に協力的であったとしても、その解消には長い時間がかかり不完全である。もっとも可能性があるのは、発信元から同じルートで訂正情報を通知することであるが、途中で中継した再発信者が訂正情報は通知しない可能性は高い。

(1)~(5)の透明性があれば、これらの非効率はなく、偽情報誤情報は(発信者が合意する誤りであれば)ただちに通知、訂正されるようになる。

6. 小規模放送事業者の導入

以下ではその解決策として、小希望放送事業者を SNS に導入する可能性を検討したい。

多くの放送事業者はすでに SNS を利用している。放送事業者が放送コンテンツを SNS で発信すること自体には問題はない。しかしそれらは法的には SNS を介した個人的な通信として行われていると考えられる。また受信者にとっても SNS のコンテンツが放送であるという認識はない。単に発信者がよく知る放送事業であれば信頼性が増す、という程度である。

この状態では、放送機関に SNS による発信は必ずしも放送に変わる伝達媒体として等価な機能は提供できない。また受信者にとって、なんとなく放送局らしいということは認知できても、放送が本来もつ透明性と社会的な信頼を簡単には確認できない。このことが放送事業者による SNS 発信の有用性を減じている。

そこで、SNS 個人的なコミュニケーションと放送が相乗り可能なハイブリッドな媒体として利用する。これが可能であれば、放送コンテンツは透明性や社会的責任といった放送の優位性をもった SNS 発信が充実し、SNS は個人の自由なコミュニケーションと公衆への信頼性のある発信の両方の機能を持たせることができる。

具体的には技術的手段と法的措置の二つを併用する。

6.1. [技術的な対応]

SNS の一部を放送とみなすための技術的な対応は可能だろうか。SNS は伝搬の能力としてはすでに放送の基準を満たす性質を有している。web 上でだれでも見ることが可能だからである。必ずしも全員がどこでも見られるわけではないが少なくとも一般のテレビよりははるかに公衆への伝達という目的に適している。

したがって、放送とみなすために必要なのは以下の 3 点が満たされればよいと考える。

放送である識別できる

放送事業者を特定できる

これはたとえば以下のようにアカウント名に特定のフォーマットを規定し、そのアカウントを「放送局」として登録し参照できるようにすれば実現可能ではないかと考えられる。

例: たとえば id を ARIB1234_放送局名_サブチャンネル名とする。

現在 NHK は nhkworld という facebook アカウントを使っているがこれを

ARIB1234_nhk_nhkworld

とすることで放送であることを識別すればよい。

このような放送局を現状の放送局と同様にみなすことは難しいという意見はあるかもしれない。しかしデータが電波で伝搬されるか通信回線を経て伝搬されるかを除けば、両者に本質的な機能の差はない。

デジタル伝送や一部通信回線を利用したハイブリッド伝送は日本のデジタル放送ではすでに技術仕様としても法制度としても存在して実際にサービスを行っている。SNS を通じてこれらのデータを送信したとしても、違いはデータフォーマットの違いだけであり、公衆に対する動画像、デジタルデータの送信という点では違いはない。

6.2. [法的な対応]

法的な対応は可能だろうか。

放送法第 2 条

「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第 2 号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。

電気通信法第 2 条第 1 号

電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

とあるので、SNS による公衆への送信はこれらの定義には合致しているように思われる。ただし本論は厳密な法解釈を目的としないので、この判断は専門的議論に委ねたい。

7. 放送として発信するメリット

それでは放送して発信をすることにより偽情報誤情報についてどのような差が生じるだろうか。

技術的には、放送であることを特定し、法的には放送と見なす、という以上の措置はしないのであるば、「放送」とであると扱うことで偽情報誤情報の発信があった場合の対応において偽情報誤情

報の抑制に関して、以下のメリットが得られる。

発信者の特定、責任者の特定

責任の所在、問題の通知

編集権の行使

放送コンテンツには番組として購入したコンテンツを含めることができるが、放送であるから編集権は放送局にある。したがって問題があった場合に削除や訂正にともなう権利処理が通常の SNS の発信にくらべて容易であると考えられる。一方放送局の判断で発信者の情報の提出を拒否することも可能である。

再送信の方法の管理

放送事業者であるから、再送信についてもさまざまな法的規定が存在する。再送信が許可されている部分もあるが再送信において禁止されている事項もある。変更は放送局の著作権を侵害するから禁止可能であるし、また再送信をしたいだけなら変更する必要性も薄いから、変更を伴う送信に対する抑制が働くと思われる。

もちろんこのような SNS 上の放送を受信するメリットが受信者にとってなければ利用されない。受信者にとっては同じ情報でも放送として受信することは以下のメリットがある。

- (1) 発信者の法的実態が明確であり発信者や発信の信頼性が高いと期待できる。
- (2) 偽の発信者である可能性がほぼ排除できる。発信者の履歴も確認できる。
- (3) 偽情報誤情報の訂正のシステムが機能すると期待できる。一般の SNS 発信の場合、それはもしかするとすでに古い情報である可能性があるが、放送であれば比較的敏速に訂正情報を受け取れると期待できる。
- (4) 広告についても、放送局という事業者の責任が明確であるから、有害広告が抑制されると期待できる。
- (5) 放送事業者として受信者の満足度を継続的に向上するモチベーションを持っていると期待できる。

むしろ発信者にとってのメリットも必要である。以下のメリットがあると考えられる。

- (1) 放送として発信することで、法的保護や権利を利用できる。
- (2) 放送事業者としての信頼を得ることができる
- (3) 放送事業者としての永続性を付加価値としてアピールできる
- (4) メディア自体の付加価値を高めて資産価値を生みやすい。譲渡も可能である。
- (5) 著作物の利用に関し(権利団体との合意がえられれば)放送としての合理的な扱いを用いることができる。

放送事業者であるから発信者は放送事業者としての制約と権利の両方を伴うことになる。制約は必ずデメリットである、とは限らない。たとえば放送法第3条と第4条に掲げる放送の権利と義務は、放送事業者としてのステータスであり、この規範に縛られることは利用者にとって放送事業者の発信を選ぶインセンティブになることは十分に考えられる。

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

そのような、放送事業者の自発的な品質維持と向上、利用者によるより信頼できる情報の選別によって SNS の公衆向けの発信がより信頼できるものになれば、SNS 自体の利便性もたかまり、個人による情報発信が自由にリアルタイムにおこなえるという SNS が本来もつ利点が発揮されるように思う。特にデジタルメディアであるにもかかわらず情報の信頼性に関する情報だけは敏速に伝達されない、という現状が放送法というツールを使うだけで発信者の責任が生まれ誤情報偽情報の発見と伝達が敏速に行われるならば放送を含めたハイブリッドの SNS を実現するメリットは大きいと考えられる。

またここで注意すべきは、小規模放送事業者の参入は現在のサービスに追加されるのであって、現在行われている情報発信は一切規制されない、という点である。本提案が SNS 利用をいかなる意味でも制約するものではない。

SNS を利用した「放送」を行うかどうか、それを受信者が利用するか否かは完全に任意である。「放送」であるということがなんらかの安心感や事業としてのメリットをもたらすのであれば利用が拡大するし、特に何もメリットがなければ衰退するだろう。

さらに SNS のプロバイダは発信者情報の提供や様々な有害情報に関する雑用からは解放される(それは放送事業者の責務になる)

8. まとめ

本報告ではまず、SNS で偽情報誤情報が増大する要因を分析し、SNS 上の偽情報誤り情報による損失が高くなる要因についての仮説を述べ、匿名性が大きな問題であるという仮説と理由を示し、匿名性による欠点を小規模放送事業者の導入によって解消できないかという提案を示して、その効果を検討した。

もともと SNS は放送というマスメディアに対するアンチテーゼとして利用が広がっているが、実際には SNS を利用した大衆へのアクセスを狙ったコンテンツは増えており、マスメディアと個人的な情報伝達のちょうど中間規模の公衆への伝達が増えている。そのような中間規模の公衆への伝達が個別通信の枠組みで行われていることに問題の根幹がありそのギャップを埋めることで多くの問題が解消できる可能性を示してみたといえる。

この方式では、サービスプロバイダは純粋な設備事業者になるから、コンテンツに関する問題からは解放されるというメリットもあることを示した。

このような方法が本当に多くの利害関係者にとって利便性があるものかについて、本報告の検討だけではまったく不十分であることは明らかであるが、今のところ大きな欠点も見えないように思われる。さしたるコストもなく簡単に実施できる仕組みなので、法的実施がもし可能であれば(省令などのレベルで可能なのであれば)、検討はしてみてもよいかと考えて本提案をまとめてみた。そのまま実現できなくても、この問題に対する解決手段を考えるヒントになれば幸いである。

参考文献:

- [1]. 総務省, 令和5年 情報通信に関する現状報告の概要 - 第1部, 第3節, (4) 偽・誤情報の拡散,
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/html/nd123140.html>
(2024/8/18 取得)
- [2]. 福長 秀彦, 新型コロナワクチンと流言・デマの拡散, 放送研究と調査/72 巻 (2022) 1 号
https://doi.org/10.24634/bunken.72.1_2
- [3]. 小泉 悠, サイバー・ウォーズ: 5. ロシアのインテリジェンス機関と ICT, 会誌「情報処理」Vol.61 (2020) No.7,
<http://id.nii.ac.jp/1001/00204800/>